工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号 ●多 教 小 建 第 1 号 事 業 名 小泉小学校建設工事 建築工事 ■ 種 別 ■ 建築一式

(事業の概要)

10. 石工事

11. タイル工事

建築工事(校舎棟・体育館棟・プール棟・渡り廊下等)

1式

1式

1. 直接仮設工事	1式
2. 土工事	1式
3. 地業工事	1式
4. 鉄筋工事	1式
5. コンクリート工事	1式
6. 型枠工事	1式
7. 鉄骨工事	1式
8. 既設コンクリート工事	1式
9. 防水工事	1式

12. 木工事 13. 屋根及び樋工事 1式

14. 金属工事 1式

15. 左官工事 1式

16. 建具工事 1式

17. 塗装工事 1式

18. 内装工事 1式

19. ユニット及びその他工事 1式

(入札参加資格)

第1 共通資格要件

本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員 1者、構成員①1者及び構成員②1者の計3者とし、自主結成とする。

代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないものでなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。

第2 個別資格要件

1 代表構成員

次のすべてを満たすこと。

- ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により建築一式工事の競争入札参加資格があると認定されていること。
- イ 公告日現在において、岐阜県内に本社又は入札及び契約締結に関する権限を会社の代表者から委任された者を有する支社を置き、 審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。)の建築一式工事の総合評定値が1,300点以上であり、5年以上の営業実績があること。

2 構成員①

次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。

- ア 審査要綱第6条第2項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。
- イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が750点以上1,300点 未満であり、5年以上の営業実績があること。
- ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の建築一式工事の総合評定値が870点以上1,300点未満であり、5年以上の営業実績があること。

3 構成員②

次のすべてを満たすこと。

- ア 審査要綱第6条第2項の規定により、建築一式工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に 登載されていること。
- イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、審査結果の建築一式工事の総合評定値が600点以上1,300点未満であり、5年以上の営業実績があること。

第3 共同企業体の出資比率

- 1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。
- 2 構成員①及び②の出資比率は、それぞれ共同企業体のうち20%以上であって、2者合計で共同企業体のうち50%以上とする。

第4 その他

代表構成員は、建築一式工事に係る監理技術者を、また、構成員は、それぞれ建築一式工事に係る主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

事 概 要 等 報告 書 T

号 事 業 小泉小学校建設工事 電気設備工事 別 多教小建第 名 種 雷気

(事業の概要)

電気設備工事(校舎棟・体育館棟・プール棟等)

雷灯工事 1式 動力工事 1式 発電工事 1式

構内情報通信網設備工事 1式

構内交換設備工事 1式

情報表示設備工事 1式

映像音響設備工事 1式

ステージ音響設備工事 1式

1式

拡声設備工事

誘導支援設備工事 1式

テレビ共同受信設備工事 1式

監視カメラ設備工事

機械警備用配管設備工事 1式 防災無線用配管設備工事 1式

火災報知設備工事 1式

構内配電・通信線路工事 1式

(入札参加資格)

第1 共通資格要件

本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員 1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。

代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に 登載されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないもの でなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。

第2 個別資格要件

1 代表構成員

次のすべてを満たすこと

ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により電気工事の競争入 札参加資格があると認定されていること。

イ 公告日現在において、岐阜県内に本社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の 23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。)の電気工事の総合評定値 が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。

2 構成員

次のアを満たし、かつ、イ又はウのいずれかを満たすこと。

ア 審査要綱第6条第2項の規定により、電気工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載 されていること。

イ 公告日現在において、多治見市に本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工事の総合評定値が600点以上であり、5年 以上の営業実績があること

ウ 公告日現在において、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の電気工 事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。

第3 共同企業体の出資比率

- 1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。
- 2 構成員の出資比率は、共同企業体のうち40%以上とする。

第4 その他

代表構成員は、電気工事に係る監理技術者を、また、構成員は、電気工事に係る主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

工事概要等報告書

事業番号 多 教 小 建 第 3 号 事 業 名 小泉小学校建設工事 機械設備工事 種 別 電気

(事業の概要)

機械設備工事(校舎棟・体育館棟・プール棟等)

空調機器設備工事 1式 空調配管設備工事 1式 空調ダクト設備工事 1式 自動制御設備工事 1式 換気機器設備工事 1式 換気ダクト設備工事 1式 衛生器具設備工事 1式 屋内給排水設備工事 1式 屋外給排水設備工事 1式 給湯設備工事 1式 消火設備工事 1式 ガス設備工事 1式

(入札参加資格)

第1 共通資格要件

本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。また、共同企業体の構成員数は、代表構成員 1者、構成員1者の計2者とし、自主結成とする。

代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に 登載されている者で、公告日現在において多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定による指名停止を受けていないもの でなければならない。また、公告日から入札日までの期間中に指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。

第2 個別資格要件

1 代表構成員

次のすべてを満たすこと。

ア 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により管工事の競争入札参加資格があると認定されていること。

- イ 公告日現在において、岐阜県内に本社を置き、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく特定建設業の許可(以下「特定建設業許可」という。)を受け、同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果通知書(公告日現在において最新のものに限る。以下「審査結果」という。)の管工事の総合評定値が870点以上であり、5年以上の営業実績があること。
- 2 構成員

次のすべてを満たすこと。

- ア 審査要綱第6条第2項の規定により、管工事の競争入札参加資格があると認定され、審査要綱第7条第1項の規定により名簿に登載されていること。
- イ 公告日現在において、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市又は中津川市のいずれかに本社を置き、特定建設業許可を受け、審査結果の管工事の総合評定値が600点以上であり、5年以上の営業実績があること。

第3 共同企業体の出資比率

- 1 代表構成員の出資比率は、共同企業体を構成する者のうち最大とする。
- 2 構成員の出資比率は、共同企業体のうち40%以上とする。

第4 その他

代表構成員は、管工事に係る監理技術者を、また、構成員は、管工事に係る主任技術者を工事現場に専任で配置すること。